

国立大学法人長崎大学と福島県双葉町との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と福島県双葉町（以下「両者」という。）は、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、相互の包括的な連携を強化し、双葉町の復興と活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、双葉町の復興と活性化に向けた様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 環境放射能評価や個人被ばく線量の測定を通じた、外部被ばく線量の評価に関すること。
- (2) 食品等の放射性物質測定を通じた、内部被ばく線量の評価に関すること。
- (3) 前二号を基にした健康相談や講演活動等を通じた住民の健康管理、安全・安心の担保に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携拠点）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、両者の連携拠点を双葉町健康福祉課に設置する。

（守秘義務）

第4条 両者は、この協定に基づく活動により相手方から知り得た守秘事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、両者が協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年12月1日

国立大学法人長崎大学長

河野 茂
伊澤 史朗

福島県双葉町長